

28伊監第28号
平成28年11月15日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 黒河内 浩 殿

伊那市監査委員

登内 正史
伊藤 穂波
伊藤 泰雄

釣銭及び金庫内容物監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、釣銭及び金庫内容物監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

平成28年度釣銭及び金庫内容物監査報告書

第1 監査の期日

平成28年10月5日（水）から10月14日（金）

第2 監査の対象

現金を扱っている課等47部署・施設

第3 監査の方法

監査委員及び会計管理者、会計課と監査委員事務局が合同で3班をつくり、各課等の事務担当者立会の下、以下の確認等を行った。

(1) 釣銭

レジスターまたは金庫等で管理をしている釣銭と「釣銭金額確認表」との突合により確認した。

(2) 金庫内容物

金庫等で管理している釣銭以外の現金、収入証紙、金券、預金通帳等と「金庫内容物確認表」との突合による確認を行い、事務処理方法等について聞き取り調査を実施した。

(3) 領収印

各課等で使用している領収印を、会計課保管の台帳と突合し確認を行った。

第4 監査の結果

監査の結果、現金等の保管及び事務処理について、以下のとおり一部に改善を要する点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

なお、別紙「平成28年度 釣銭及び金庫内容物監査 各部署・施設の状態」にて、部署・施設ごとの監査結果を載せてあるので、合わせて確認されたい。

(1) 釣銭の扱いについて

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「釣銭金額確認表」は毎日作成し、所属長の決裁を受けることになっているが、未記入や係長、所属長の決裁がない部署・施設があったので必ず毎日記入し確認されたい。

イ 釣銭（売上）の取り扱いは、特定の者に任せることなく必ず複数の職員が確認する体制とすること。特に所属長が不在の場合や出先機関等は、代理者が確認を行うように徹底されたい。また、夜間、職員

が1人体制になる場合等は、翌朝に確認を受けること。昨年も同様の内容で指摘されている部署・施設については確実に改善をすること。

(2) 金庫内容物について

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「金庫内容物確認表」を毎月末に会計課へ提出することになっているが、未提出の部署・施設があったので徹底されたい。

イ 「金庫内容物確認表」に記入がないものが散見されたので、正確に記入されたい。また、昨年も同様の内容で指摘されている部署・施設については確実に改善をすること。

ウ 使用料等の収入分や支払用の現金を金庫に保管する場合、長期間に渡り保管することのないように早急な処理を徹底されたい。特に収入分については、昨年、早急に入金処理をするよう指摘をした部署があるが、未だに改善されていないため確実に行うこと。

(3) 領収印について

ア 所在の分からない領収印があった。所在を明らかにするとともに管理を徹底されたい。

イ 機構改革等で不用になった領収印は、速やかな廃止の手続きをとること。

ウ 長年の使用により傷んでいる領収印は、作り直しを検討されたい。